

第1章

計画の策定にあたって

背景

- ① 少子高齢・人口減少社会の進展による地域の福祉力の脆弱化
- ② 世帯問題の複合化・複雑化、地域社会から孤立した世帯の増加
- ③ 国の動向～地域共生社会の実現に向けて～

計画の意義

- ① 市民と行政が地域福祉の基本理念と目指すべき方向を共有し、課題解決に向け、協働の方向性を示す
- ② 地域住民が主体的に関わり、ともに支え合い、助け合う仕組みをつくるため必要な施策を打ち出す
- ③ 地域福祉を総合的・体系的に推進する

第1章 計画の策定にあたって

1 地域福祉を取り巻く環境の変化

浜松市では、昭和 61（1986）年に、子どもから高齢者、障がい者をはじめ、誰もが住み慣れたまちや家庭で自分らしく安心して暮らしていける支え合いのある地域づくりを目指して、市民運動の一つとして「地域福祉をはぐくむ運動」をスタートしました。

そして、さらなる地域福祉の推進を目指し、平成 16（2004）年に「第 1 次浜松市地域福祉計画」を策定しました。その後、平成 19（2007）年 4 月の政令指定都市への移行や、地域福祉を取り巻く状況の変化に対応するため、5 年ごとに更新を行い、第 3 次計画に至るまで、地域福祉の担い手となる人材育成や地区社会福祉協議会¹の設立・活動支援等、地域福祉を推進するための基盤づくりに取り組んできました。

しかし、少子高齢化の一層の進展やニーズの複合化・多様化による地域課題の顕在化、制度の狭間²で問題を抱える世帯、地域社会から孤立した世帯の増加等、地域福祉を取り巻く状況の変化はさらに進んでおり、地域福祉課題への対応の必要性がますます高まっています。

このような状況を踏まえ、第 3 次計画での課題を検証するとともに取り組みの成果を活かしながら、地域福祉の新たな課題に的確に対応するための第 4 次計画を策定します。

（1）少子高齢・人口減少社会の進展による地域の福祉力の脆弱化

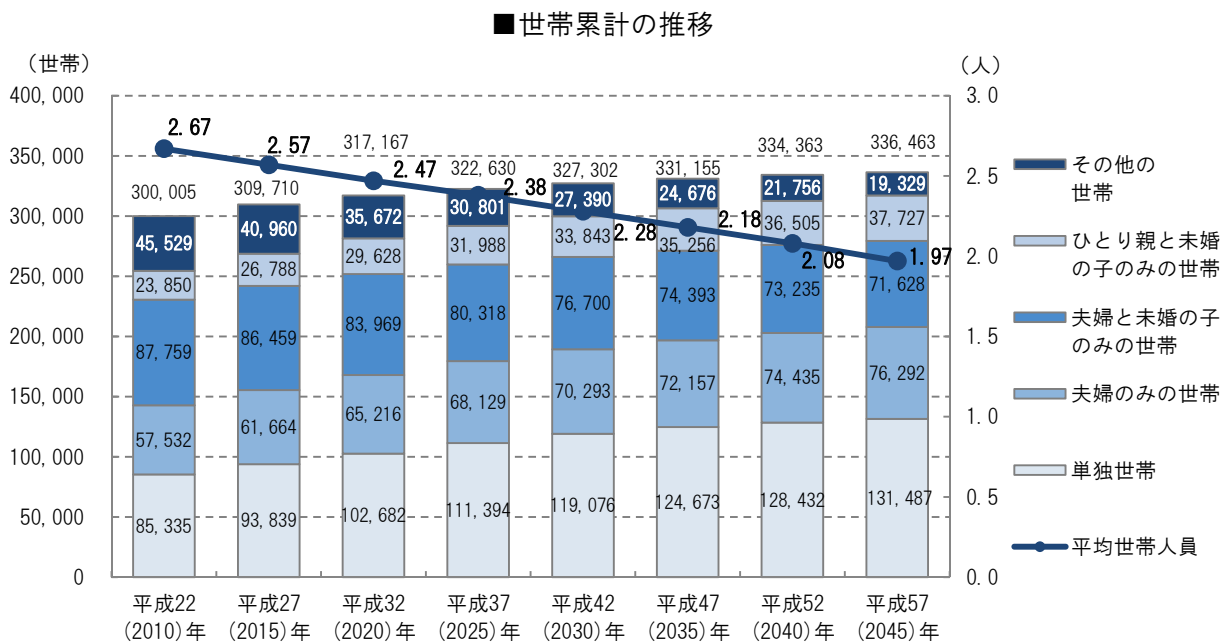
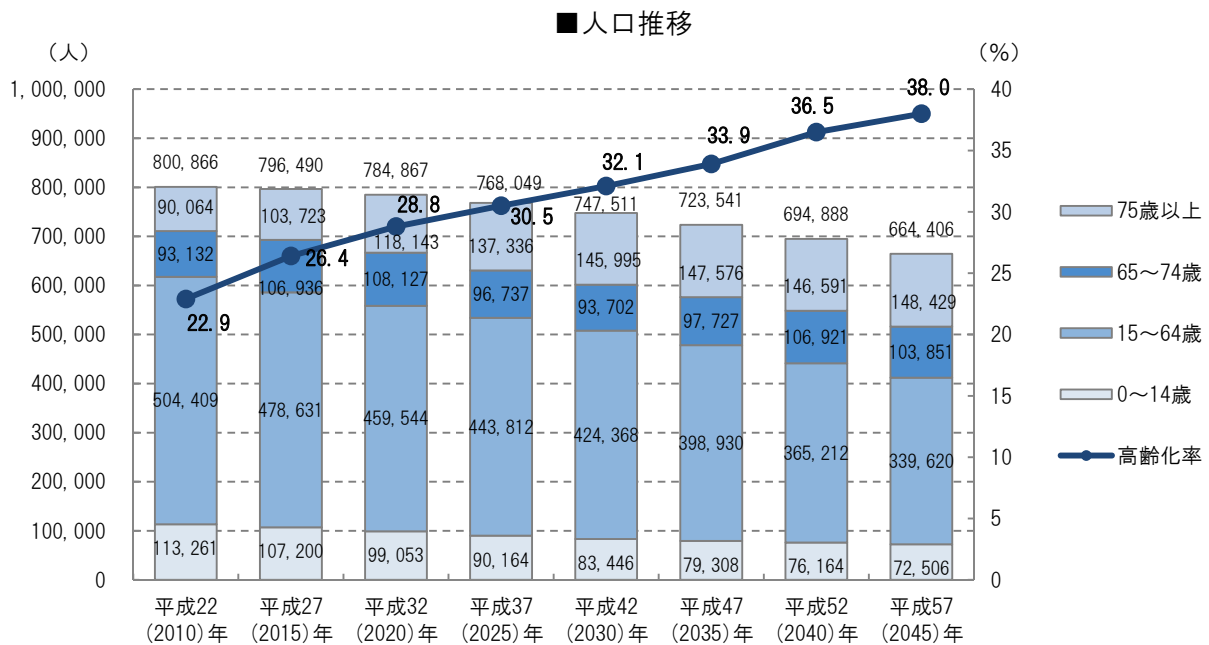
少子高齢・人口減少社会が進展し、家族構成や市民の生活形態等に大きな変化がもたらされました。ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が急増する一方で、地域福祉の担い手として期待される若い世代が減少しています。また、世帯の核家族化もみられ、ひとり親世帯も増加傾向にあります。

このような状況の中、地域のつながりは希薄化し、地域で課題を解決していくという地域の福祉力が脆弱化しており、また、家庭内での支援力も薄れています。

誰もが地域で安心して暮らすことのできる社会を構築するためには、自助はもちろんのこと、共助、公助の 3 つが相互に補い人々の地域生活を支えるという視点が重要です。

¹ 地区社会福祉協議会：地域における生活上の身近な問題について協議し、地域内の各種団体、組織と協力しながら住民主体の福祉活動を推進する地域住民による自主的な住民組織。現在、54 地区に設置されている。
² 制度の狭間：社会環境の多様化から、既存の行政や民間の行う福祉制度では対応が困難となっている福祉問題。

また、成年後見制度³や日常生活自立支援事業等の権利擁護事業⁴、災害時避難行動要支援者⁵対策の強化も引き続き急務となっています。さらには、将来を担う子どもたちを安心して生み育てることのできる地域づくりにも取り組んでいく必要があります。



³ **成年後見制度**：認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力が不十分であるため、財産管理や契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、後見人等が意思決定を代行したり支援して判断能力を補ったり、本人の権利を守る制度。

⁴ **権利擁護事業**：判断能力に不安が生じた人が、自立した地域生活が送れるよう福祉サービスの利用援助を行うことで、その人の権利擁護に資することを目的としたもの。

⁵ **避難行動要支援者**：災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、家族以外の第三者の支援がなければ避難することが困難な人。

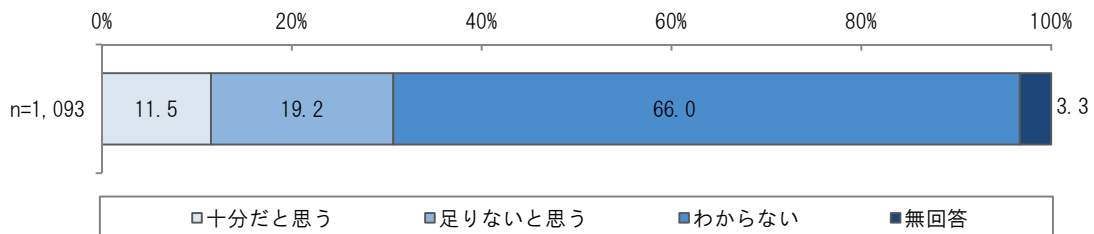
(2) 世帯問題の複合化・複雑化、地域社会から孤立した世帯の増加

近年、市民一人ひとりが抱える福祉、医療、健康に対するニーズは、複雑化・複合化しています。公的な福祉サービスだけでは対応できない生活課題が増加し、いくつかの問題を抱える世帯に対して十分な対応ができないという新たな課題が顕在化しています。また、度重なる福祉制度の改正が、市民にとって相談や利用のしづらさにつながっています。

また、地域とのつながりの希薄化により、悩みを自ら発信できず社会的に孤立する人や世帯が増え、孤立死や老々介護による事故、虐待につながる大きな社会問題となっています。こうした人や世帯に対し、地域住民では対応が難しい状況であるため、本市では、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）⁶や生活困窮者自立相談支援機関⁷、地域包括支援センター⁸、障がい者相談支援事業所⁹等、様々なニーズに応える相談支援体制を整えてきました。しかしながら、市民アンケート調査では、現在の相談支援体制で「十分だと思う」という回答は全体の約1割しかありませんでした。

不安や課題を抱えたとき、誰もが気軽に相談でき、必要な支援が必要とする人に行き届く新たな包括的な相談支援体制づくりが急務となっています。

現在の相談支援体制は十分だと思いますか。



※基数となる実数は「n」として掲載し、グラフの比率は「n」を母数とした割合を示しています。

出典：平成30（2018）年度浜松市地域福祉計画アンケート調査

⁶ コミュニティソーシャルワーカー（CSW）：地域住民からの相談に応じ、専門的な福祉課題の解決に向けた取り組みや住民活動の調整を行うとともに、行政の施策立案に向けた提言等を行う地域福祉コーディネーターの役割を担う人。

⁷ 生活困窮者自立相談支援機関：様々な要因で生活に困った人を対象に、生活や経済的な課題等に関する総合的な相談を受け付け、その課題解決に向けた支援を行う機関。

⁸ 地域包括支援センター：地域で暮らす高齢者等を介護・福祉・健康・医療等、様々な面から支援する総合相談機関。

⁹ 障がい者相談支援事業所：障がい者とその家族等からの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助等、また、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行う機関。

(3) 国の動向～地域共生社会の実現に向けて～

現在の多様な社会問題に対応すべく、国は、「我が事・丸ごと」地域共生社会本部を立ち上げ、「地域共生社会¹⁰」の実現を目指しています。

具体的には、「他人事」になりがちな地域づくりを、地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みをつくっていくこと、また、市町村には、その地域づくりの取り組みへの支援と、地域での課題を公的なサービスにつなげていくために縦割りではなく「丸ごと」の総合相談支援体制の整備を進めていくことが必要です。

国は、この取り組みを実施していくうえで、平成 29 (2017) 年 6 月公布の「地域包括ケアシステムの強化 (※5 ページの図のとおり) のための介護保険法の一部を改正する法律 (平成 29 (2017) 年法律第 52 号)」により、社会福祉法の一部改正を行いました。市町村においては、包括的な支援体制の整備 (第 106 条の 3) のほか、市町村地域福祉計画の策定 (第 107 条) に努めるものとされています。(※改正のポイントは 6 ページの図のとおり)

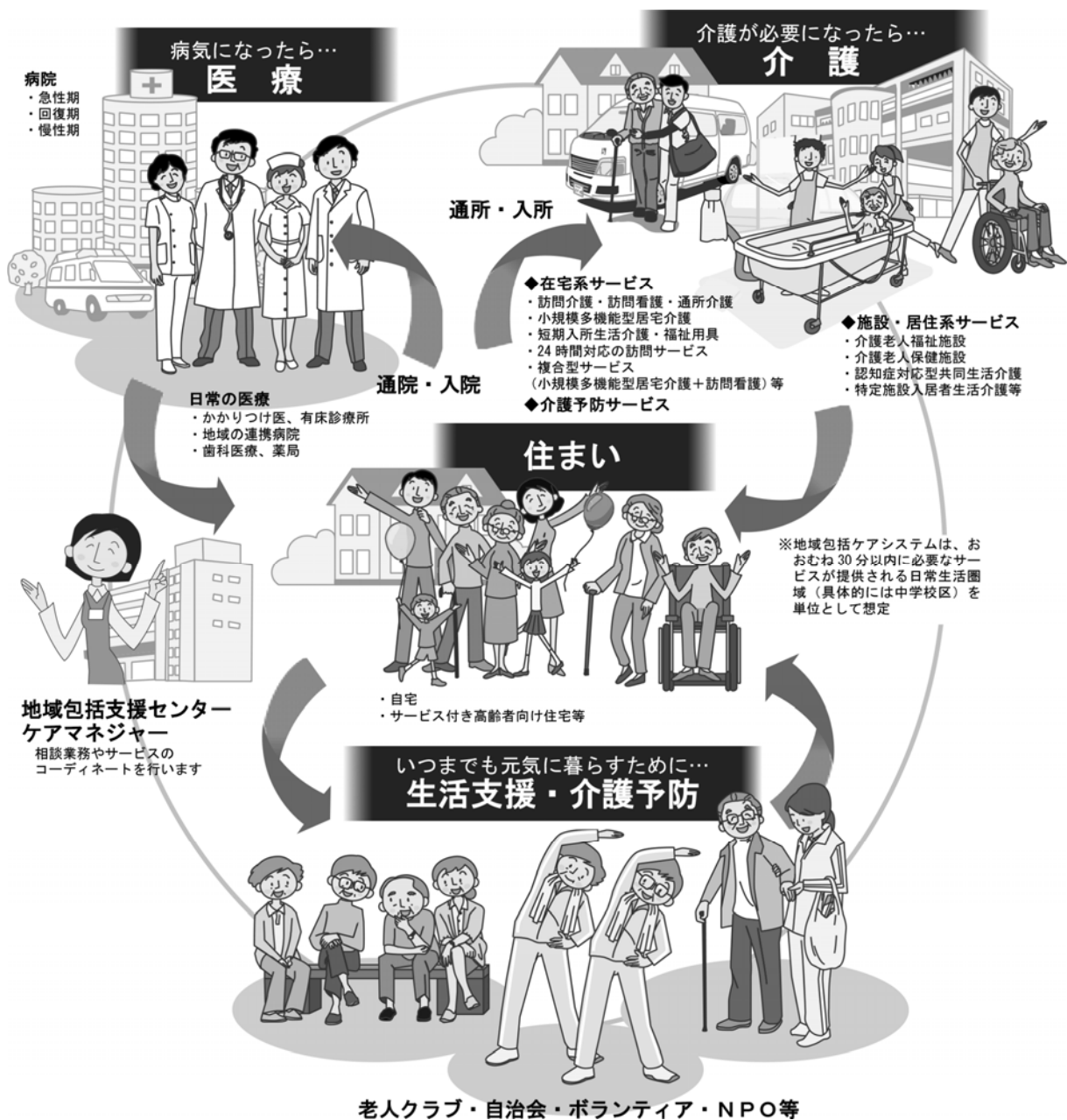
今後、地域共生社会の実現に向け、地域包括ケアシステムにおいても、他分野の機関同士の連携がより重要となり、高齢者のみならず、「必要な支援を包括的に確保する」という理念の普遍化により、すべての人を対象とした新たな支え合いの体制整備を進める必要があります。



¹⁰ **地域共生社会**：制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに築っていく社会。

■地域包括ケアシステムの姿

- 団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37（2025）年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで 75 歳以上人口が急増する大都市部、75 歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要です。



※厚生労働省ホームページ「地域包括ケアシステムの姿」を基に作成。

第1章
計画の策定にあたって

第2章
目標像と施策体系

第3章
施策の柱と
具体的な取り組み

第4章
リーディング
プロジェクト

第5章
計画の推進と評価

資料編

改正社会福祉法の概要 (地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)

「我が事・丸ごと」の地域作り・包括的な支援体制の整備

1. 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様な複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
 - 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制(*)
- (*) 例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

※法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨の附則を置く。

※平成 29 (2017) 年 6 月 2 日公布。平成 30 (2018) 年 4 月 1 日施行。

出典：厚生労働省ホームページ

■地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制について

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制

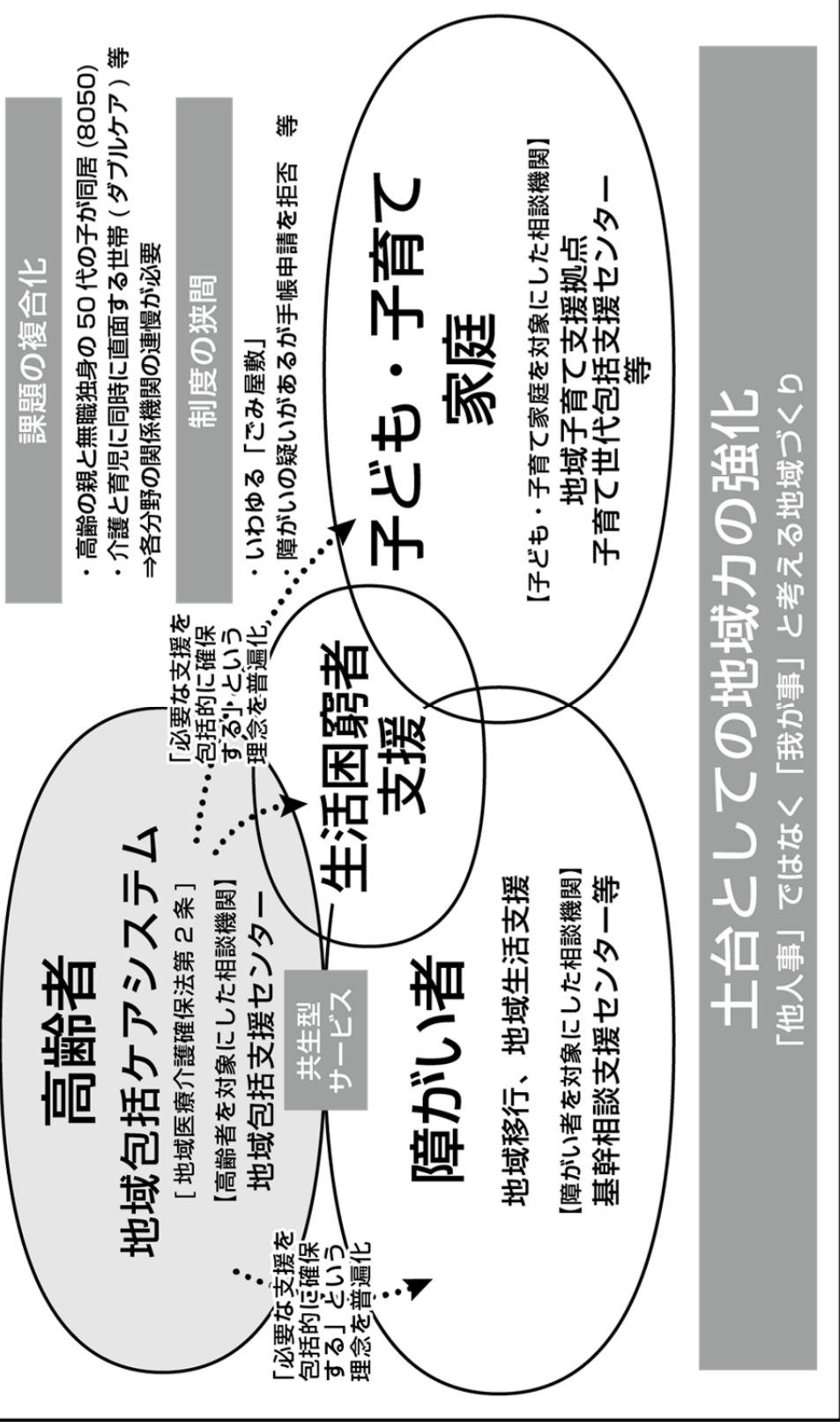
○既存の制度による解決が困難な課題

課題の複合化

- ・高齢の親と無職独身の50代の子が同居(8050)
 - ・介護と育児に同時に直面する世帯(ダブルケア)等
- ⇒各分野の関係機関の連携が必要

制度の狭間

- ・いわゆる「ごみ屋敷」
- ・障がいの疑いがあるが手帳申請を拒否 等



土台としての地域力の強化

「他人事」ではなく「我が事」と考える地域づくり

※厚生労働省ホームページ「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制」を基に作成。

第1章	計画の策定にあたって
第2章	目標像と施策体系
第3章	施策の柱と具体的な取り組み
第4章	リーディングプロジェクト
第5章	計画の推進と評価
附録	

2 第3次地域福祉計画の検証と課題

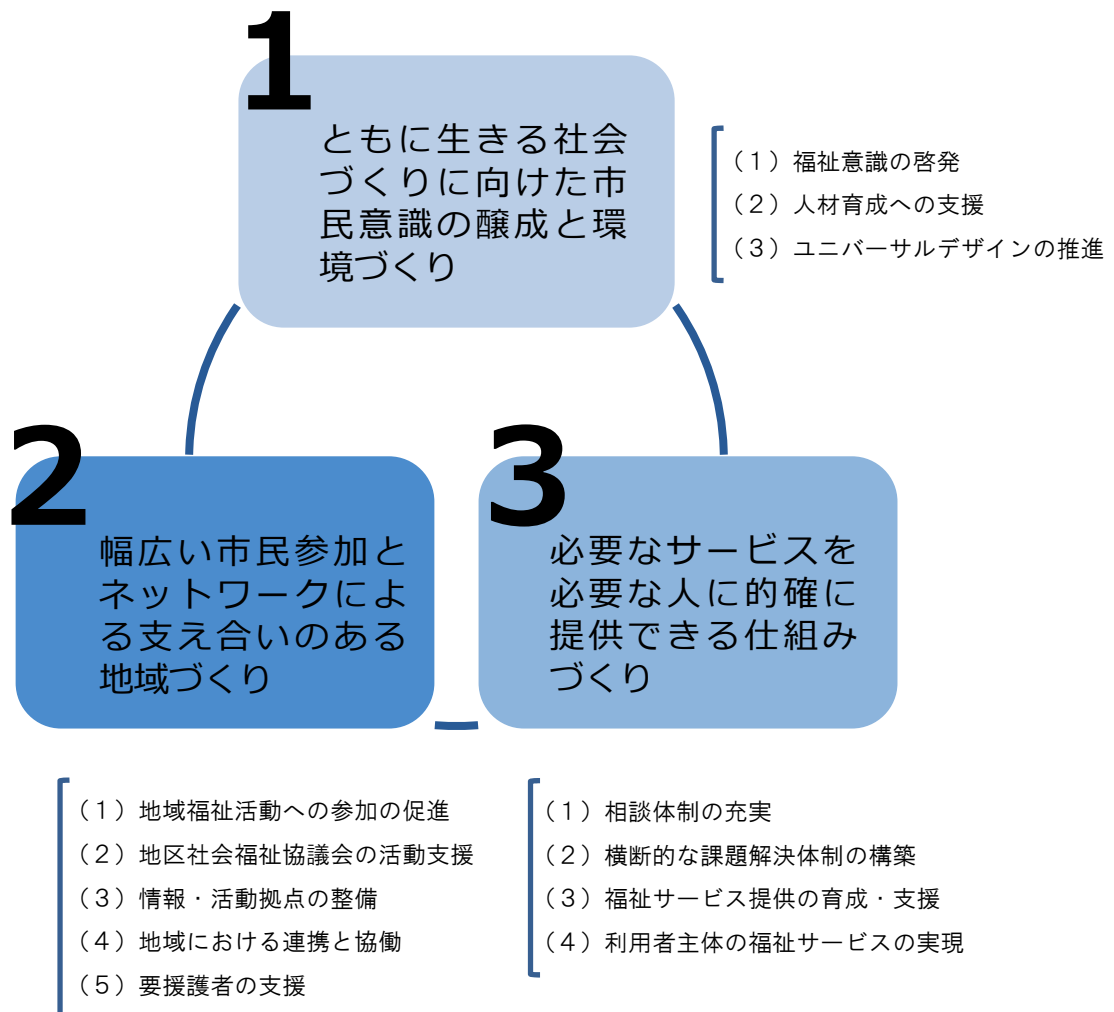
(1) 第3次地域福祉計画のねらい

第3次計画では、多くの市民が地域づくりに積極的に参画し関わりを持つこと、また、市民自らが主体的に動き、豊かな福祉社会の実現を達成することを目標に掲げました。

そうした社会を実現するために、「みんなが生き生きと「関わり」を持って動く地域づくり」を目標像に掲げ、次の3つを施策の柱に定め、事業を展開しました。

目標像

みんなが生き生きと 「関わり」を持って動く地域づくり



(2) 主な取り組みと課題

① 施策の柱1 ともに生きる社会づくりに向けた市民意識の醸成と環境づくり

主な取り組み

- ◇各種講座や講演会の開催、認知症や障がい、人権問題等に関する理解促進、多文化共生¹¹等の意識づくりを積極的に展開し、市民の福祉意識の啓発・向上が図られました。
- ◇小中学校の社会科の授業や総合学習の時間等を利用した福祉教育・福祉体験学習を通じて、小さな頃から福祉への関心・理解を深めることができました。
- ◇ボランティア養成講座の開催により地域福祉を担う人材の育成を行いました。また、地域ボランティアコーナー¹²の設置を進め、地域のボランティア団体の交流や情報共有の拠点を整備する等、ボランティア団体の育成や活動支援を進めました。
- ◇心のユニバーサルデザイン¹³（思いやりの心）を推進するため、ユニバーサルデザイン市民リーダー養成講座を開催し、ユニバーサルデザイン啓発活動に取り組む人材の育成を図り、地域での主体的な活動を促進しました。

課題

- 地域福祉の担い手となる人材育成を推進してきましたが、市民アンケート調査では、市民のボランティア活動への参加意識は、全体の3割を超える人が「参加するつもりはない」と回答し、これまでの調査結果と比べ横ばいの状況が続いています。
- また、関係団体との意見交換会では、
 - ・福祉について、地域住民全体の一層の意識向上が必要である。
 - ・地域活動への参加者が高齢化・固定化している。
 - ・小学生の頃からの福祉教育を充実させ、次世代の担い手を育ててほしい。
 - ・男性の地域活動への参加が少ない。
 - ・障がい者に関する理解が進んでいない。

といった意見が出されており、目的が十分に達成されたとは言い難い状況です。

¹¹ **多文化共生**：国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくこと。

¹² **地域ボランティアコーナー**：地域住民が主体となり運営する、協働センター等の公共施設等に設置されているボランティア活動の情報拠点。現在、浜松市には46箇所が設置されている。

¹³ **ユニバーサルデザイン**：年齢、性別、身体能力、国籍等人々が持つ様々な特性や違いを超え、すべての人に配慮して心豊かな暮らしづくりを行っていくこととする考え方。

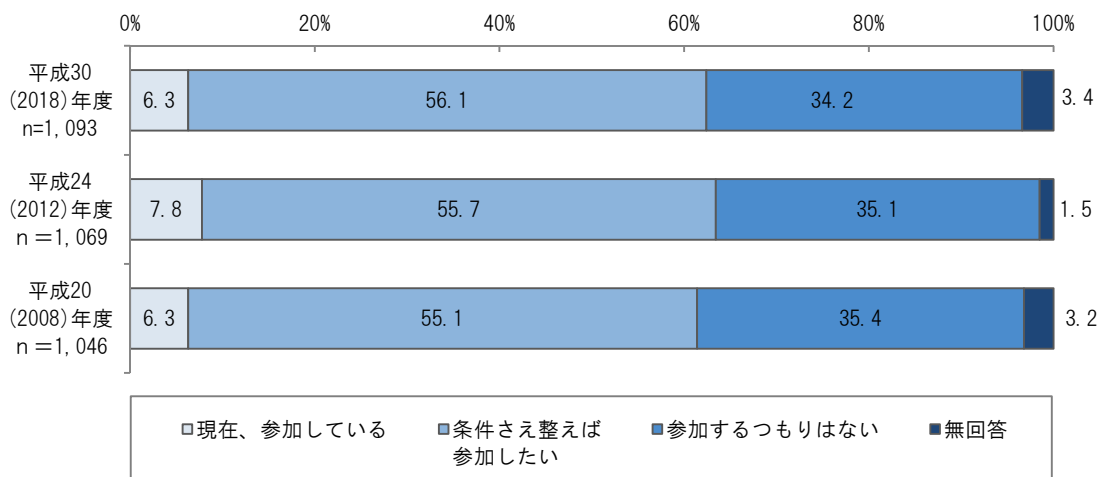
第4次計画に向けた取り組み方針

こうしたことから、第4次計画では、

- ◆各種講座や講演会について、より多くの市民が興味を持ち、受講してもらうためのテーマの見直しや、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）¹⁴を活用した広報を行う等の取り組みの実施
- ◆住民懇談会やワークショップ等を通して明らかになった地域課題をその地域で解決するという住民の意識づくり
- ◆気軽に参加できるボランティア活動の促進に向けた取り組みの充実
- ◆引き続き、すべての人が暮らしやすいまちづくりを進めるユニバーサルデザインの考え方の浸透

といった視点を施策に取り込んでいく必要があります。

▶ ボランティア活動に参加したいと思いますか。



※基数となる実数は「n」として掲載し、グラフの比率は「n」を母数とした割合を示しています。

※平成30（2018）年度浜松市地域福祉計画アンケート調査

¹⁴ ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）：インターネット上で、人と人とのつながりを支援するサービス。

② 施策の柱2 幅広い市民参加とネットワークによる支え合いのある 地域づくり

主な取り組み

- ◇地域福祉活動の推進母体である地区社会福祉協議会の活動を支援するため、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）配置による地域の実情に合わせた支援や財政面の強化、今後の地区社会福祉協議会のあり方検討会の実施等、積極的に展開しました。
- ◇第3次計画期間中に地域ボランティアコーナーを10箇所新規設置（計46箇所）し、地域で活動するボランティア団体の交流の場、情報発信の拠点として大きな役割を担っています。
- ◇元気な高齢者の社会参加の仕組みづくりとして、「ささえあいポイント事業」を実施し、地域でのボランティア活動の活性化を図りました。
- ◇自治会、民生委員・児童委員¹⁵へ災害時避難行動要支援者名簿を配付することにより、日頃から地域における見守り体制の強化を図ったほか、福祉避難所¹⁶の指定、在宅要介護者安否確認事業者の指定を行う等、災害に備えた対策に取り組みました。
- ◇子育て支援ひろば等の地域子育て推進事業により、子育て中の保護者を地域で支えていくための事業を推進しました。また、子育て情報センター管理運営事業により、子育て関係ボランティア等の支援者と連携を図り、様々な子育て支援に関する事業の展開と子育て情報の収集や発信を行いました。

課題

- 市民アンケート調査では、地域福祉の推進母体となる地区社会福祉協議会の認知度、その設立による地域での支え合いの進展状況、活動への参加意向について、低い状況が見られ、地区社会福祉協議会に対する理解が進んでいません。今後、活動を活性化するための支援が必要となっています。
- 複合的な問題を抱える世帯の増加に対応するため、地区社会福祉協議会、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、ボランティア団体等、地域福祉を担う組織による連携の強化が必要です。
- 世帯の問題が複雑化する前に、住民に身近な地域において、早期発見、早期解決できる体制づくりの構築が必要です。
- 関係団体との意見交換会では、
 - ・地区社会福祉協議会の活動へ関わる人を増やすため、認知度上昇に向けた方策や地区内の団体との連携に向けたコーディネート機能を充実してほしい。

¹⁵ 民生委員・児童委員：民生委員は民生委員法に基づき厚生労働大臣から無報酬で委嘱された非常勤の特別職の公務員で、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い社会福祉の増進を務める人。また、児童福祉法に基づき児童委員を兼ね、地域の子ども及び妊産婦の福祉の増進にも務める。

¹⁶ 福祉避難所：地震や風水害その他の災害が発生した時、市が設置する一次避難所（市立小・中学校）等での生活において、特別な配慮を必要とする高齢者や障がい者等を対象に開設する二次的な避難所。

- ・福祉サービスは充実してきている一方、地域では、制度の狭間で問題を抱える人が潜在している。今後、地域住民による支え合いがより必要である。
- ・災害に備えた日頃からのつながりづくりがとても重要である。

といった意見が出されており、地域の福祉力を最大限に発揮させるためのネットワークづくりを積極的に推進していく必要があります。

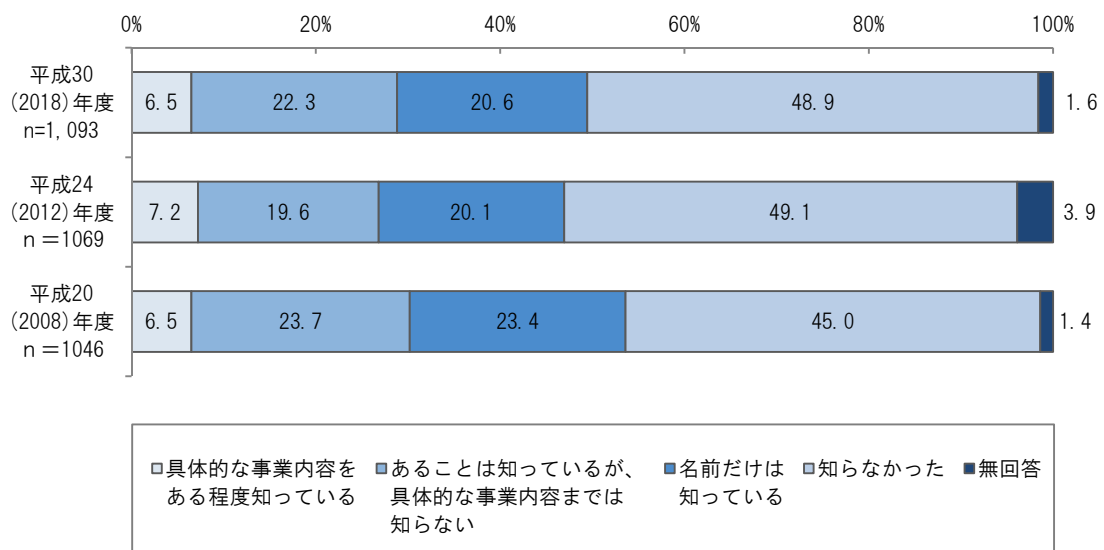
第4次計画に向けた取り組み方針

こうしたことから、第4次計画では、

- ◆地区社会福祉協議会活動の活性化に向けた取り組み
- ◆住民に身近な圏域での地域住民のちょっとした困りごとに気付くことができる意識付けや、相談を受け止め、解決できる体制の推進
- ◆災害に備えた地域のつながり強化

といった視点を施策に取り込んでいく必要があります。

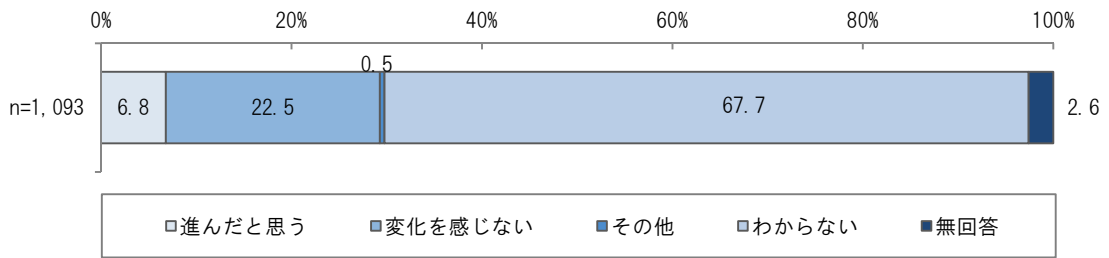
地区社会福祉協議会を知っていますか。



※基数となる実数は「n」として掲載し、グラフの比率は「n」を母数とした割合を示しています。

※平成30(2018)年度浜松市地域福祉計画アンケート調査

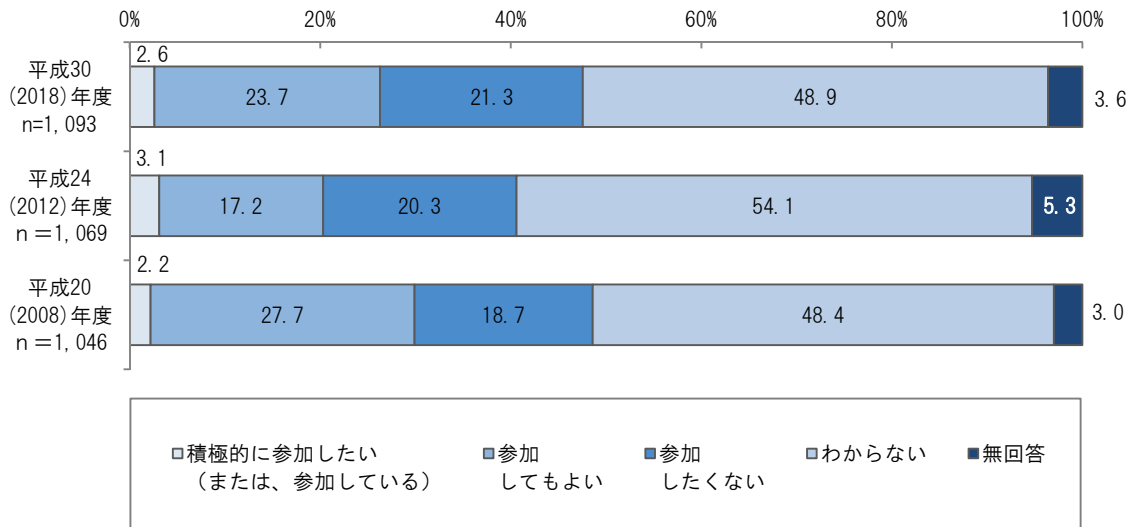
地区社会福祉協議会の設立により、地域での支え合いが進んだと思いますか。



※基数となる実数は「n」として掲載し、グラフの比率は「n」を母数とした割合を示しています。

※平成30（2018）年度浜松市地域福祉計画アンケート調査

地区社会福祉協議会の活動に参加したいですか。



※基数となる実数は「n」として掲載し、グラフの比率は「n」を母数とした割合を示しています。

※平成30（2018）年度浜松市地域福祉計画アンケート調査



③ 施策の柱3 必要なサービスを必要な人に的確に提供できる仕組みづくり

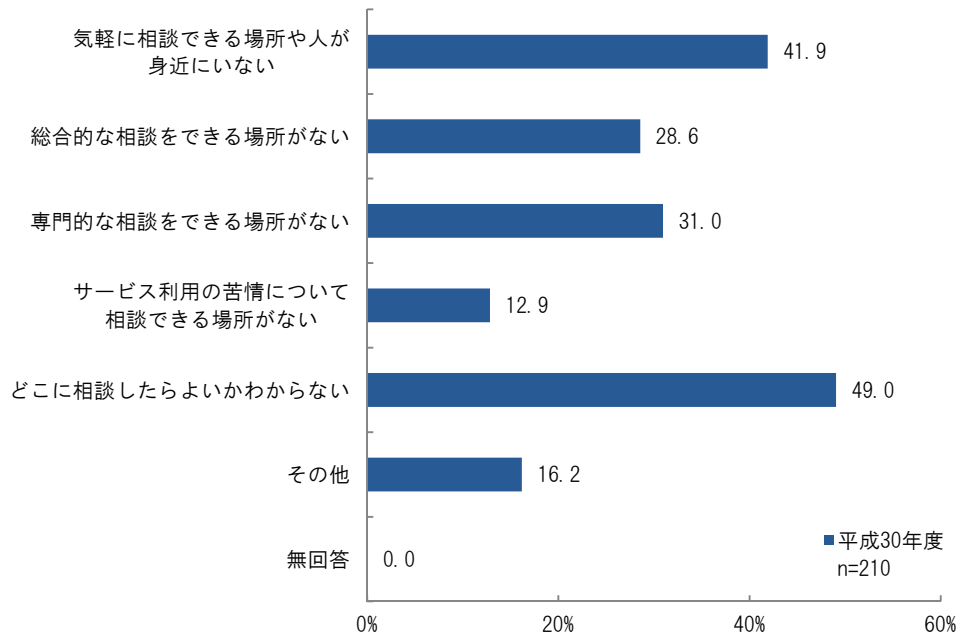
主な取り組み

- ◇コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の配置や、生活困窮者自立相談支援機関として生活自立相談支援センター「つながり」を設置し、相談支援体制を強化しました。
- ◇民生委員・児童委員に対する研修の実施や、活動を周知することで活動環境の整備を行いました。
- ◇22箇所を設置された地域包括支援センターが、高齢者やその家族の相談窓口として様々な相談に対応しました。
- ◇障がい者相談支援の中核的な役割を担う障がい者基幹相談支援センターの設置により、障がい者相談支援事業所への専門的な助言や相談員の人材育成を図り、より効果的、積極的な相談支援体制を構築しました。
- ◇介護保険施設等に従事する人を対象にした認知症介護実践者等養成支援、介護保険事業者への制度改正等の情報提供、介護サービス事業者連絡協議会・介護支援専門員連絡協議会の開催等により、介護保険サービスの質の向上を図ることができました。
- ◇日常生活自立支援事業や成年後見制度等の利用促進に向けた取り組みにより、利用者主体の福祉サービスを進めることができました。

課題

- 各制度に基づいた福祉サービスの質の向上に努め、提供することができたものの、一方で、市民アンケート調査では、現在の相談支援体制について十分だと思いと回答した人は全体の約1割という結果でした。また、現在の相談支援体制についてどのようなことが十分でないかという質問に対しては、どこに相談したらよいかわからない、気軽に身近な相談先がない、と考えている人がこの5年間で多少減少したものの、相変わらず多いという結果も出ています。
 - 関係団体との意見交換会では、
 - ・他分野の相談支援機関と連携する際に、支援に対する考え方、方向性が異なる等、双方が相手方の役割の理解が進んでいないと感じる。
 - ・各分野によって圏域が異なるので、連携しづらいことがある。
 - ・複数の生活課題を抱える人に対して、問題が深刻化しやすく、早期発見が求められるため、関係機関の連携体制を強化する必要がある。
 - ・困った際にどこへ相談に行けばいいのかわからない市民が多くいる現状である。最初から適切な機関へ相談に行ける仕組みがあるといい。
 - ・相談支援を進めるうえで、市に就労の面にも目を向けた支援を実施してほしい。
- といった意見が出されており、これまで取り組んできた福祉サービスをより使いやすいシステムにしていくことが必要です。

（現在の相談支援体制について）どのようなことが十分でないと思いますか。



※基数となる実数は「n」として掲載し、グラフの比率は「n」を母数とした割合を示しています。

※平成 30（2018）年度浜松市地域福祉計画アンケート調査

第4次計画に向けた取り組み方針

こうしたことから、第4次計画では、

- ◆市民に対して、わかりやすい相談窓口の周知
- ◆アウトリーチ¹⁷による地域住民の抱える課題の発見や、支援を必要とする人をしっかり受け止め、確実に支援へとつなぐことができる体制の構築
- ◆現行の制度では対応が難しい課題に対し、それぞれの相談支援機関の連携を進め、横断的な組織で課題解決を図る体制の構築

といった視点を含め施策を検討するものとします。

¹⁷ アウトリーチ：積極的に対象者のいる場所に向向いて、働きかけること。

④ リーディングプロジェクトについて

ア. コミュニティソーシャルワーカー（CSW）配置事業

主な取り組み

- ◇コミュニティソーシャルワーカー（CSW）を平成 27（2015）年度にモデル配置して以降、順次、全市域へ 10 名配置しました。
- ◇制度の狭間で問題を抱える世帯の相談を受け止め、個別支援を実施しました。
- ◇地域の課題を住民自身が気付き、その課題解決に向けた取り組みへつなげるため、地域住民による地域診断¹⁸の実施を支援し、住民自身や地区社会福祉協議会等の活動を支援しました。
- ◇個別支援から見てきた地域における課題に対応するため、新たな仕組みづくりを行いました。
- ◇他の相談支援機関と連携を図るため、合同で研修会を実施し、顔の見える関係づくりを進めました。

課題

- 評価指標において、平成 30（2018）年度までにコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を 14 人配置することを目標にしてきましたが、地域の実情を踏まえ、平成 30（2018）年度現在、10 名の配置にとどめています。
- 目標数には達していませんが、10 名配置により、全市域をカバーできる体制となり、関係機関への周知や連携を進めることができました。
- 制度の狭間による課題への対応と地域の福祉力向上のため、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）への期待が高まっていることから、さらに地域のニーズに対応できる人員配置について検討する必要があります。
- これまでの相談事例や活動実績から、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）だからこその地域支援や仕組みづくりが進められるよう、一人ひとりのスキルアップを図る必要があります。
- コミュニティソーシャルワーカー（CSW）個人として対応できることは限られるため、地域の関係機関との連携による相談支援体制を構築するとともに、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の活動を支えるため、行政内で部局を跨いだ連携体制を推進することで、複合的な課題解決を図っていくことが重要となります。

¹⁸ 地域診断：地域の様々なデータ、情報を収集し、地域全体の課題を分析すること。

イ. 地区社会福祉協議会活動支援事業

主な取り組み

- ◇地区社会福祉協議会に対し、活動強化を目的とするため、補助金を増額しました。また、事務の負担軽減を図るため、市、(福)浜松市社会福祉協議会の補助金制度を一本化しました。
- ◇地域のボランティアの拠点となる地域ボランティアコーナーについて、第3次計画期間中に新たに10箇所開設しました。
- ◇ふれあいいきいきサロン活動¹⁹や家事支援サービス²⁰を実施する地区社会福祉協議会に対し、活動の立ち上げや運営の支援を実施することにより、それぞれの活動を実施する地区社会福祉協議会の数が増加しました。

課題

- 評価指標の「地区社会福祉協議会への参加意向」については、平成30(2018)年度に50%を目標に掲げてきましたが、平成30(2018)年度の市民アンケート調査で27%にとどまり、目標には至っていない状況にあります。
- 「地域での支え合いに関する市民意識(進んだと感じる人の割合)」についても、平成30(2018)年度に30%を目標に掲げてきましたが、同調査で6.8%にとどまっています。
- 市や(福)浜松市社会福祉協議会が地区社会福祉協議会の活動を支援することで、活動が活発化した一方、その活動に関わっていない住民への周知が不十分であったことが住民意識の低下につながっています。
- 地区社会福祉協議会の認知度が低いことから、活動を身近に感じてもらえるような周知活動や、参加しやすい事業づくりへの支援等、地域住民に対して活動への理解促進を深めていく取り組みが必要です。
- 地区社会福祉協議会の活動の中心は高齢者という現状から、高齢化による地域活動の担い手不足は顕著であり、後継者育成への対策が急務となっています。
- 幅広い世代に対し、活動への参加を促進するため、参加のきっかけづくりを丁寧を実施していくことが重要です。
- 活動環境の向上のため、活動拠点の確保や改善、機能充実を図っていく必要があります。
- 地域ごとで抱える問題が異なるため、住民と共に地域の実情を把握し、整理するとともに、住民主体による福祉活動を促進するため、地域に寄り添った支援を実施する必要があります。

¹⁹ ふれあいいきいきサロン活動：ひとり暮らし高齢者や未就学の子どもとその親等が、住み慣れた地域の中で孤立することなく、生きがいを持ち、笑顔で安心して暮らすために、日常的なふれあいや交流を行うことができる「場」を定期的につくる活動。

²⁰ 家事支援サービス：生活の中のちょっとした困りごとを、身近に住んでいる人が中心となって、お手伝いを行い、助けたり、助けられたり「お互いさま」の気持ちで支え合う仕組み。

ウ. 企業の地域福祉型社会貢献（CSR²¹）活動促進事業

主な取り組み

- ◇企業への情報提供や相談、具体的な事業の提案を行い、地域・福祉団体とのマッチング機能を担う窓口を設置しました。
- ◇毎年、CSRセミナーを開催し、企業の活動に対する機運を高めました。
- ◇事例集の作成や社会福祉大会における企業の社会貢献（CSR）活動事例発表により、「地域福祉型」の社会貢献活動の取り組み事例を提案及び周知することで、福祉と企業とがパートナーとして協働して取り組むことの意識啓発を行いました。

課題

- 企業と地域の福祉団体とのマッチング数は、年々増加しており、関心が高くなっていることがうかがえます。しかしながら、内容について地域とつながるものが少なく、寄付に関することが多い状況です。
- セミナーへの参加企業が増えない現状に対し、企業のニーズを把握し、必要なテーマをセミナーで提供する等、参加企業を増やす取り組みが必要です。
- 福祉団体と連携した社会貢献活動に取り組みたい企業と福祉団体とをつなげるマッチング機能のさらなる充実や地域福祉分野での社会貢献活動を広げるため、企業が社会貢献活動として地域福祉関係団体と連携して取り組んだ事例をとりまとめ、より一層の活動周知や情報提供を図ることが重要となります。



²¹ CSR：Corporate Social Responsibility の略称で、一般的には「企業の社会的責任」と訳されている。法令遵守や利益貢献、情報開示、地域に対する社会貢献活動、環境への取り組み等、一般に企業が社会に対して果たすべき責任全般を意味する。

3 第4次地域福祉計画の考え方

(1) 計画の趣旨

地域福祉計画は、年齢や障がいの有無等に関わりなく、誰もが住み慣れた地域で自立し安全・安心に暮らせる地域社会づくりに向け、住民、福祉サービス事業者、ボランティア等様々な福祉活動の担い手、行政等が連携し、協力して取り組む活動の指針となるものです。

(2) 計画の位置づけ

① 地域福祉を推進するうえでの基本的な方向性を示す計画

この計画は、社会福祉法²²（第107条）に基づく市町村地域福祉計画であり、浜松市総合計画を上位計画とし、本市が推進する地域福祉の方向性及び具体的な取り組みを示す計画です。

② 福祉分野の個別計画との関係

本市における福祉分野に関する施策については、「はままつ友愛の高齢者プラン（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）」、「浜松市障がい者計画」、「浜松市障がい福祉実施計画・浜松市障がい児福祉実施計画」、「浜松市子ども・若者支援プラン」といった分野ごとの個別計画に基づき推進しています。

この計画は、地域という視点から、各分野の個別計画に共通した理念、方針、推進方向等を示し、各分野の横断的なつながりを強化するとともに、地域福祉を総合的に推進する役割を担っています。

また、地域のあらゆる課題を解決するために、福祉分野のみならずその他の生活に関連する計画との連携を図っていきます。

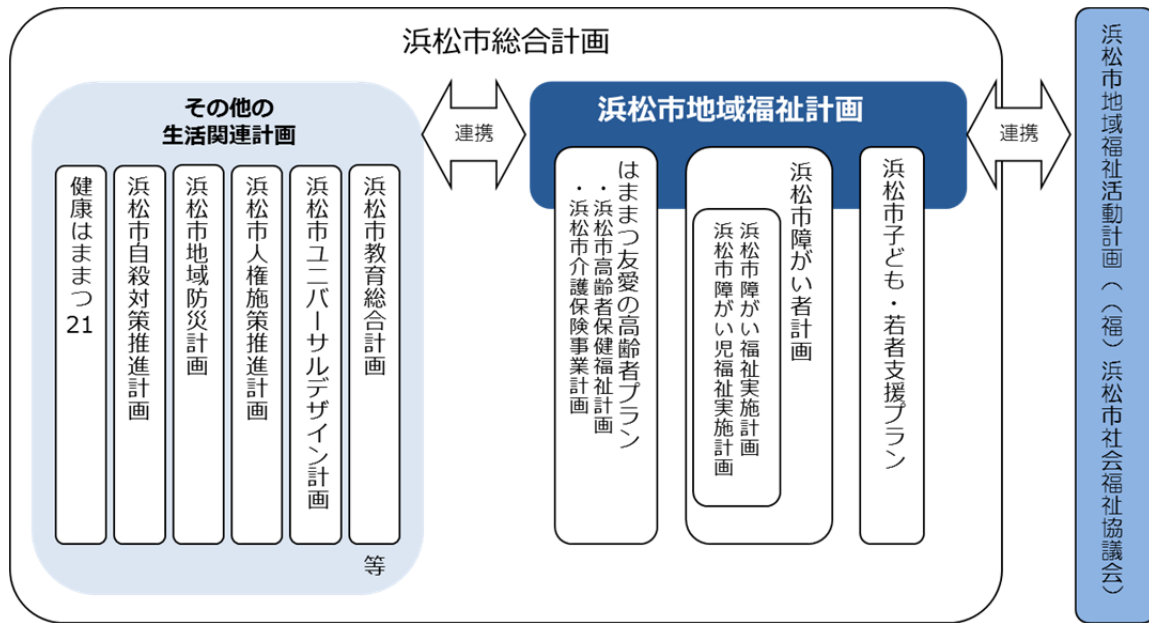
③ 地域福祉活動計画との関係

（福）浜松市社会福祉協議会は、地域福祉推進の中心的な担い手であり、市民や民間団体の参画と協働を進める活動計画である「浜松市地域福祉活動計画」を策定しています。

このため、第4次計画は、（福）浜松市社会福祉協議会の地域福祉活動計画と車の両輪の関係にあるものであり、相互に連携しながら地域福祉を推進する役割を担っています。

²² 社会福祉法：日本の社会福祉の目的・理念・原則と対象別の各社会福祉関連法に規定されている福祉サービスに共通する基本的事項を規定した法律。

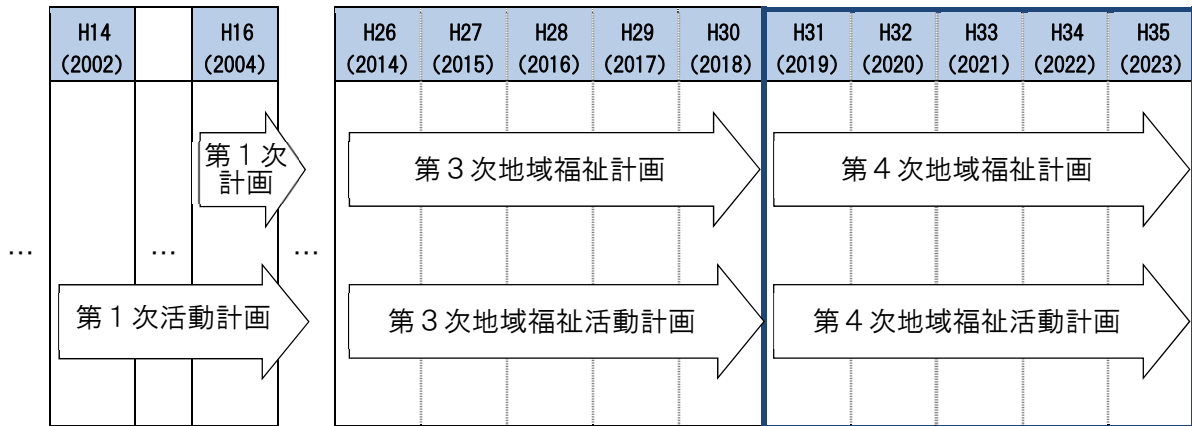
■ 計画の位置づけのイメージ図



(3) 計画の期間

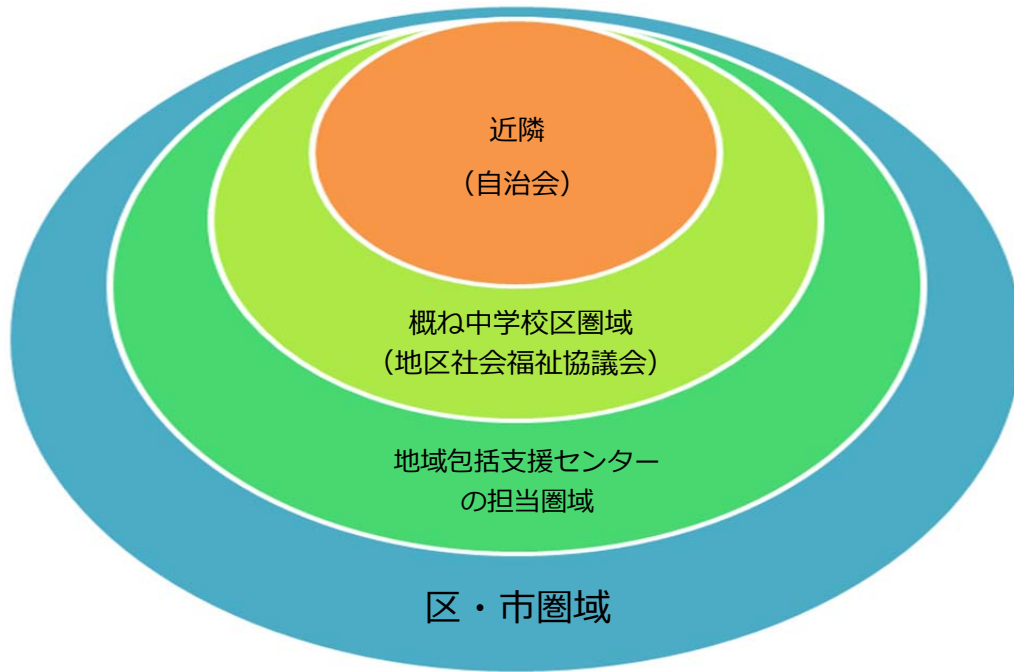
計画の期間は、平成 31 (2019) 年度から平成 35 (2023) 年度までの 5 年間とし、計画の進捗状況や社会情勢の変化等に対応するため柔軟に見直しを行うものとしします。

◆ 計画期間・・・平成 31 (2019) ～35 (2023) 年度



(4) 地域福祉の圏域の考え方

この計画では、4つの段階的な圏域を福祉圏域として捉え、各圏域での役割を明確にしながら、相互に機能強化を図ることにより、地域福祉を重層的に機能させて、地域福祉を推進します。



<地域福祉計画における4層の圏域>

圏域	圏域の役割
近隣 (自治会がある圏域)	<ul style="list-style-type: none"> 地域における見守りや援助活動があり、一部の役員だけでなく、多くの個人・団体が主体的に参加 (自治会、民生委員・児童委員、子ども会等) 対象を限定しないサロン (居場所) や見守りネットワーク活動、軽微な生活支援 生活課題等の検討の場で市社協・保健師等が参加
概ね中学校区圏域 (地区社会福祉協議会がある圏域)	<ul style="list-style-type: none"> 住民 (地区社会福祉協議会等) によるなんでも相談窓口、近隣で発見した気になる人の問題が持ち込まれ、解決策を検討 コミュニティソーシャルワーカー (CSW) や保健師等のエリア担当専門職と住民がつながった、ワンストップ体制 (地域の事業所、NPO法人、企業等) 住民、ボランティア等の活動拠点を確保
地域包括支援センターの担当圏域	<ul style="list-style-type: none"> 医療、福祉 (高齢、障がい、児童、困窮)、介護、教育、市民協働、交通、住宅、防災等の関係部局と住民組織が、地域の生活・福祉課題を定期的に話し合う場
区・市圏域	<ul style="list-style-type: none"> 行政代表者と住民代表者による総合調整、施策化、計画立案の場

(5) 住民と行政の協働

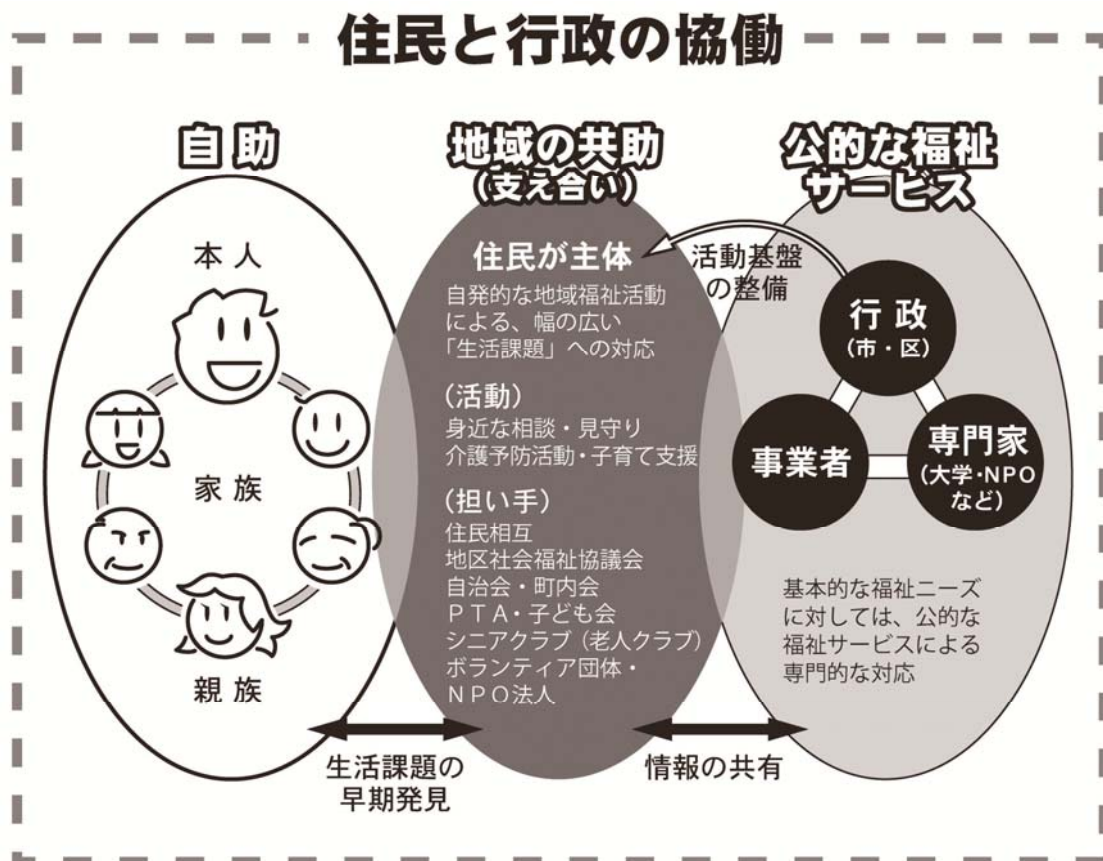
地域福祉の推進は、住民と行政、そして福祉活動の様々な担い手による協働によって取り組まれるものです。

支援を必要とする人が地域で生活するためには、その人に対する地域の理解とともにその人自身の自立や社会参加への意欲も大切です。支援が必要となっても地域で暮らすことができるよう、日頃から近所づきあいを大切にし、地域活動に積極的に参加する等、普段から関係を築いていくことも「自助」の一つといえます。

また、公的な福祉サービスでは補えない「生活課題」に対しては、住民が主体となる自発的な地域活動により解決し、支援を必要とする人の地域生活を支えるという「共助」も必要です。

そして、行政には、公的な福祉サービスの提供に加え、そうした「自助」や「共助」を進めるために必要な支援を行うという「公助」の役割があります。

このように、地域福祉の推進には「自助」、「共助」、「公助」の3本の矢が一つとなって進んでいくことが必要です。



(6) (福) 浜松市社会福祉協議会の役割と市の関わり

本市には、社会福祉法第 109 条に規定されているとおり、地域福祉推進のための中核的な役割として、(福) 浜松市社会福祉協議会が設置されています。(福) 浜松市社会福祉協議会は市民や民間団体の地域福祉活動への参画と協働を進め、社会福祉事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化を図るため、「地域福祉活動計画」を策定し、市と連携しながら取り組んでいます。

そのうち、地域福祉の推進を図るためには、住民に身近な圏域における地域福祉推進の基礎組織である地区社会福祉協議会の育成を通して、地域に根ざした地域福祉活動の活性化とネットワークづくりを強化することが大切です。

そこで(福) 浜松市社会福祉協議会では、以下の事業について、充実・強化し取り組んでいくとともに、本市は、強固な連携体制を構築する中で、(福) 浜松市社会福祉協議会の体制基盤整備や、様々な取り組みに対する必要な財政支援を行い、地域福祉活動の活性化を図ります。

【(福) 浜松市社会福祉協議会の主な取り組み】

- ① 地区社会福祉協議会への活動支援
- ② コミュニティソーシャルワーカー（CSW）事業の取り組み強化
- ③ ボランティア活動の促進強化
- ④ 生活困窮者支援等の生活支援体制の充実強化
- ⑤ 権利擁護事業の強化